

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

（申請者）住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日

連絡先

甲州市移住支援事業補助金交付申請兼実績報告書

甲州市移住支援事業補助金を交付されるよう、甲州市移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金区分 単身・世帯（ 人）（いずれか該当する項目に○を記載）
（世帯の場合、転入した同一世帯の人数を記載。申請者は含まない。）

2 就業の種類 就業・起業（いずれか該当する項目に○を記載）

3 交付申請額 円

4 転入前の住所

期間	住所

※東京23区内に在住していた者は在住履歴を記載。

5 東京23区内への通勤をしていた者は、在勤履歴

在勤期間	就業先	就業地

6 確認事項（いずれか該当する項目に○を記載）

別紙1「甲州市移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する ・ 誓約しない
別紙2「甲州市移住支援事業に係る個人情報の取り扱い」に記載された内容について	同意する ・ 同意しない
補助金の申請日から5年以上継続して、甲州市に居住する意思について	意思あり ・ 意思なし
私及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は同勢力と関係を有する者ではありません。	はい ・ いいえ
私は就業先法人の代表者または取締役などの経営を担う者と、3親等以内の親族に該当する者ではありません。（就業の場合のみ記載）	はい ・ いいえ

7 添付書類

- (1) 転入後の本市の住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (2) 市税等の収納状況の確認に関する同意書（様式第2号）
- (3) 第3条第2項第1号ア及びイに規定する在住に関する要件に該当することが確認できる書類（住民票の除票又は戸籍の附票等（申請日前3か月以内に発行されたもの））
- (4) 第3条第2項第1号ア及びイに規定する東京23区内への通勤に該当することが確認できる書類（申請者が雇用保険の被保険者の場合においては、就業証明書又は退職証明書及び雇用保険被保険者離職票等（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類）、申請者が個人事業主又は法人の経営者の場合においては、開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（在勤地及び在勤期間が確認できる書類））
- (5) 第3条第3項に該当する場合には、就業証明書（様式第3号）
- (6) 第3条第4項に該当する場合には、起業支援金の交付決定に係る通知書の写し
- (7) 世帯転入に係る申請を行う場合には、第4条第2項第1号及び第2号の要件に該当することが確認できる書類（住民票、住民票の除票又は戸籍の附票等（申請日前3か月以内に発行されたもの））
- (8) 補助金振込先口座が確認できる書類
- (9) 本人確認書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

甲州市移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 甲州市移住支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に該当する場合には、市の返還請求に対し、直ちに補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ア 受給者が虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けた場合
 - イ 補助金の申請日から3年未満に転出した場合
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に当該補助金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合
 - (2) 半額の返還
補助金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合

- 2 甲州市移住支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づく報告及び調査について、市長から求められた場合にはそれに応じます。

別紙 2

甲州市移住支援事業に係る個人情報の取り扱い

山梨県及び甲州市は、甲州市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）及び山梨県個人情報保護条例施行規則（平成17年山梨県規則第32号）ならびに甲州市個人情報保護条例（平成17年条例第8号）及び甲州市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第5号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山梨県及び甲州市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。